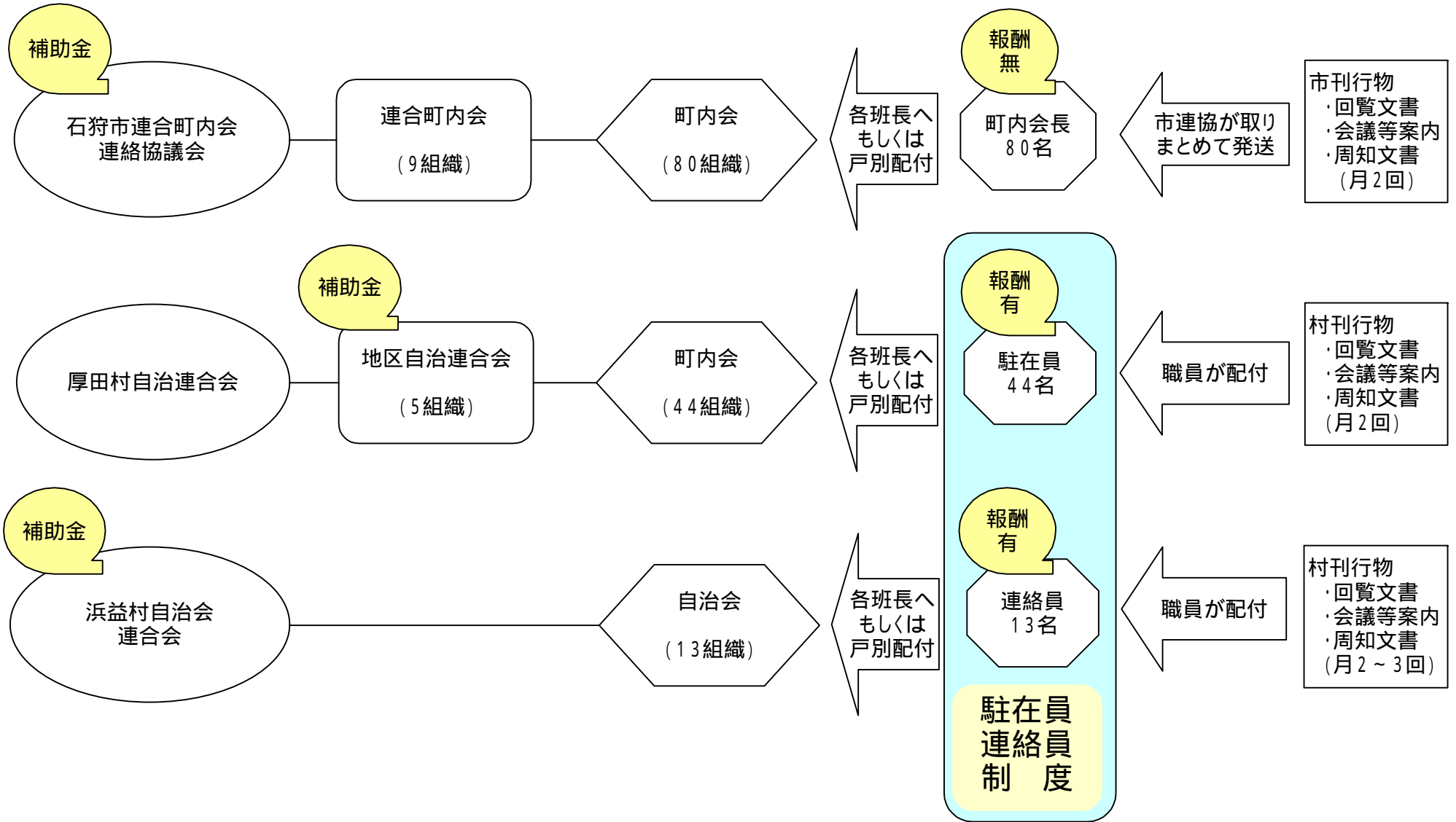


町内会組織と行政連絡機構組織図



石狩市連合町内会連絡協議会（市連協）資料

1. 石狩市の概況（平成16年2月末日現在）

人口 56,189人 世帯数 21,768世帯
 単位町内会・自治会数 80町内会・自治会

2. 石狩市連合町内会連絡協議会（市連協）の概況

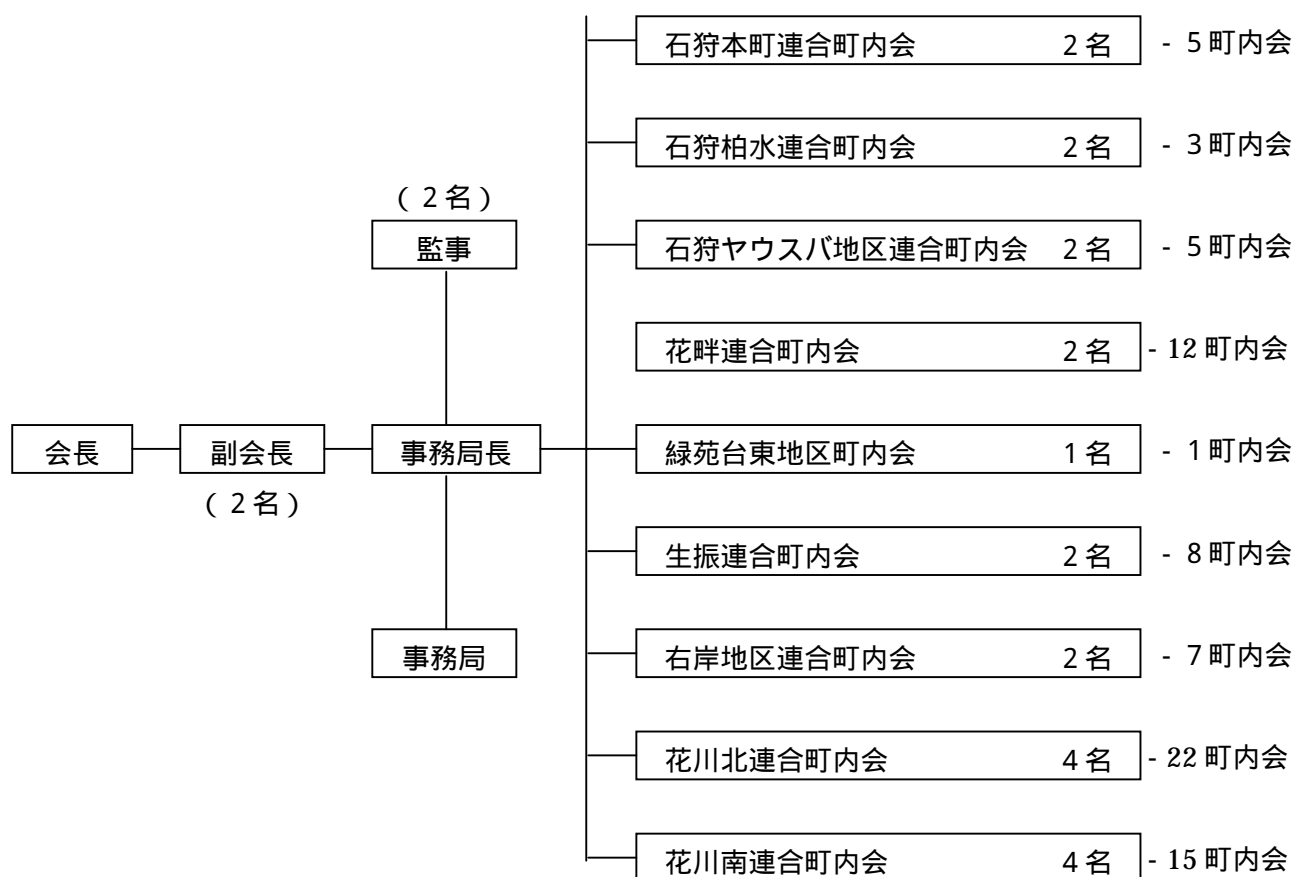
設立年月日 昭和60年8月31日

加入町内会・自治会数 78町内会・自治会（加入率97.5%）

加入世帯数 17,471世帯（加入率80.26%）上記世帯数との対比

（平成8年当時調査時には、およそ760世帯が町内会に未加入であった。）

石狩市連合町内会連絡協議会（市連協）の組織 役員20人（全員男性）



市連協役員数 20名 78町内会

3. 石狩市連合町内会連絡協議会（市連協）の性格

発足当時から団体名にあるとおり、この市連協は各連合町内会が実施している各種事業と同じ様に事業を展開する必要はないとの共通認識のもと、連絡協議会として各地区の連合町内会との連絡調整、共通問題の研究協議、調査研究等を主眼に推移している。

4. 石狩市連合町内会連絡協議会事務局体制

平成9年5月1日から専任事務職員1名配置（嘱託職員） 事務局は石狩市役所内

5. 市連協収支予算（平成15年度）

収 入 の 部		支 出 の 部	
負担金収入	64	人件費	2,156
市補助金収入	3,717	管理費	591
委託料収入	7	事業費	940
その他収入	214	助成金	315
合 計	4,002	合 計	4,002

6. 市連協業務内容

地区町内会振興事業助成金の交付（5月）

地区町内会振興事業の実施に関する要綱及び運用方針に基づき、町内会の活性化を図る一助として、平成11年度から実施。

例）夏祭り・運動会・親と子のフェスティバル・ふるさと祭り・合同レクリエーション・弁天まつり・防災運動会・スポーツ大会・納涼まつり・親睦夏季レクリエーション等の事業を行う連合・単位町内会の申請に対し、助成を理事会で決定している。

市長を囲む市政懇話会の開催（1月）

石狩市の政策方針等についての知識を深めるとともに、市連協としての課題等について、市長をはじめ関係部課長と懇話会を開催し、相互理解を図る。

石狩市からの感謝状授与について（6月）

石狩市長からの感謝状授与

- ・連合町内会の役員として通算10年以上連合町内会の活動に貢献した者
- ・連合町内会の役員として特に功労のあった者
- ・特に功労のあった連合町内会

平成15年度までの感謝状授与者総数 65名

各連合町内会長及び町内会長宛て文書発送の取り扱いについて

従前、市からの文書をはじめ各団体等から、連合町内会長及び各町内会長宛て文書（回覧文書の配付依頼を含め）がそれぞれ頻繁に送られてきて、特に班長に大きな負担がかかっていた実態を改善するため、平成12年7月から原則月2回（15日・26日）の発送を市との協議で実施している。

先進地視察研修の実施（10月）

先進地区の諸活動や連合町内会との交流を深め、研鑽に努めている。

市連協だよりの発行（10月・3月）

平成12年度から発行。平成14年度から年2回の発行をしている。

ひとりの不幸も見逃さない住み良いまちづくり全道運動の取り組み（8月）

道町連が平成2年度から実施しているが、市連協は平成10年7月10日に加盟したため、平成10年度から取り組み。

助成額3万円（3年を経過すると再度申請可＝11年度申請分は15年度以降申請対象）

道町連共済制度への加入促進

誰もが安心して町内会活動に参加してもらうため加入促進に努めている。

- ・15年度：市連協役員21名（9連合町内会）と23町内会1,292名加入。加入は班長以上の役職加入と個人加入。

その他

町内回覧版の作成 3年毎 平成11年度・平成14年度に作成。

会務の状況

- ・理事会（役員会20名） 4～6回程度
- ・三役会議（会長・副会長・事務局長） 3～4回程度
- ・事務局監査（事務局長） 6回程度
- ・財務監査（監事2名） 1回
- ・総会（6月）

石狩市連合町内会連絡協議会

会 則

石狩市連合町内会連絡協議会

石 狩 市 連 合 町 内 会 連 絡 協 議 会 会 則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、石狩市連合町内会連絡協議会（以下「市連協」という。）と称し、事務局を石狩市役所内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、自治会の健全な発達と住民福祉の増進を図ることを目的とし、住民自治組織の連絡協調を深め、共通問題の研究協議及びその解決を図り、明るく住みよいまちづくりをすることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 本会の意見を関係行政機関に具申し、又は建議する。
- (2) 本会の意見を関係団体に反映させる。
- (3) 単位町内会の育成調和をはかる。
- (4) 本会の活動に必要な調査研究を行う。
- (5) その他目的を達成するために、必要な事業を行う。

(組 織)

第4条 本会は、石狩市内に組織される各連合町内会及び総会で加盟を認められた単位町内会の代表者等をもって構成する。

(役員の種類及び定数)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	2 名
理 事	若干名
監 事	2 名
事務局長（理事兼務）	1 名

- 2 理事並びに監事は、総会において選任する。
- 3 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。
- 4 事務局長は、会長が委嘱する。

石 狩 市 連 合 町 内 会 連 絡 協 議 会 会 則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、石狩市連合町内会連絡協議会（以下「市連協」という。）と称し、事務局を石狩市役所内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、自治会の健全な発達と住民福祉の増進を図ることを目的とし、住民自治組織の連絡協調を深め、共通問題の研究協議及びその解決を図り、明るく住みよいまちづくりをすることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 本会の意見を関係行政機関に具申し、又は建議する。
- (2) 本会の意見を関係団体に反映させる。
- (3) 単位町内会の育成調和をはかる。
- (4) 本会の活動に必要な調査研究を行う。
- (5) その他目的を達成するために、必要な事業を行う。

(組 織)

第4条 本会は、石狩市内に組織される各連合町内会及び総会で加盟を認められた単位町内会の代表者等をもって構成する。

(役員の種類及び定数)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	2 名
理 事	若干名
監 事	2 名
事務局長（理事兼務）	1 名

- 2 理事並びに監事は、総会において選任する。
- 3 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。
- 4 事務局長は、会長が委嘱する。

- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会において会務の重要事項を審議する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。
- 5 事務局長は、会長の命を受け本会の事務を処理する。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(会議)

第9条 会議は、総会、理事会及び三役会議とし会長が招集する。

(総会)

第10条 総会は、本会の最高議決機関である。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、理事会が必要と認めたとき臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、各連合町内会が選出する代議員と役員で構成する。ただし、代議員がやむを得ず出席できないときは、総会に委任することができる。
- 4 各連合町内会が選出する代議員の数は、別記1の基準による。
- 5 総会の成立は、構成員の過半数（委任状を含む。）で成立し、議決は出席代議員の2分の1以上の同意を必要とする。
- 6 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

(1) 役員選任

- (2) 会則の改廃
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) その他会長が必要と認める事項

(理事会)

第11条 理事会は、総会に次ぐ議決機関である。

2 理事会は、第5条に掲げる役員をもって構成し、次の事項を付議する。

- (1) 総会に提案する事項
- (2) 総会において議決された事項の具体的推進に関すること
- (3) その他会長が必要と認める事項

3 理事会の成立は、第5条に掲げる役員の過半数（委任状を含む。）で成立し、議決は出席役員の2分の1以上の同意を必要とする。

(三役会議)

第11条の2 三役会議は、会長、副会長、事務局長で構成し、会運営にあたる。

(議事録)

第12条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 役員の現在数
- (3) 会議に出席した役員等の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事経過の概要及び結果
- (6) その他の事項

(会計)

第13条 本会の経費は、補助金、負担金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(負担金)

第14条 本会の負担金の額は、別記2の基準により総会において決定する。

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て会長が定める。

(備付帳簿等)

第16条 本会の事務局には、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

(1) 会則等諸規程集

(2) 財産目録

(3) 役員及び職員名簿

(4) 総会及び理事会の議事に関する書類

(5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 財産及び負債の状況を示す書類

(7) その他必要な書類及び帳簿

(補 則)

第17条 この会則に定める他、本会の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この会則は、昭和60年8月31日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成2年7月13日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成8年9月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成9年7月3日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成10年7月2日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成12年6月22日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成13年6月21日から施行する。

代 議 員 選 出 基 準

世 帯 数 区 分	選 出 基 準	選 出 数	備 考
500世帯以下	1名	4名	石狩本町、生振、緑苑台東地区、石狩柏水
501世帯～1,000世帯	2名	4名	石狩ヤウスバ地区、右岸地区
1,001世帯～5,000世帯	3名	3名	花畔
5,001世帯～7,000世帯	5名	5名	花川北
7,001世帯以上	6名	6名	花川南
選 出 数		22名	

別記 2

負担金算出基準

(年額)

世帯数区分	負担金算出基準	負担金	備考
500世帯以下	3,000 円	12,000 円	石狩本町、生振、緑苑台東地区、石狩柏水
501世帯～ 1,000世帯	6,000 円	12,000 円	石狩ヤウスバ地区、右岸地区
1,001世帯～ 2,000世帯	8,000 円	8,000 円	花畔
2,001世帯～ 3,000世帯	10,000 円	円	
3,001世帯～ 5,000世帯	12,000 円	円	
5,001世帯～ 7,000世帯	15,000 円	15,000 円	花川北
7,001世帯以上	17,000 円	17,000 円	花川南
負担金総額		64,000 円	

街 路 灯 補 助 金 の 参 考 資 料

(単位：万円)

区 分	H14実績	新市(石狩市)の算定方法による算出			新市補助金 B	H 14 実 績 との比較 (B - A)
	補 助 金 A	光 熱 水 費	修 繕 費	補 助 金 算 定 基 準 (+)		
厚 田 村 (360 本)	335	104	118	222	222	113
浜 益 村 (420 本)	117	81	27	108	108	9

仮定の数値であり、実際の数値とは相当異なる。

現在管理している街路灯をそのまま新市における街路灯と位置づけた場合の数値であり、実際は、参考2のとおり3種類に区分し、街路灯とした部分を街路灯組合（現自治会や連合会でも可）の管理とし、補助対象とすることから、数値は相当異なるものとなる。

(参考1)

新市の算定方法	維持費
	算出根拠 電気料、修繕費の60%とする。 算出内訳 電気料の60% 修繕費の60%

(参考2)

現石狩市の外灯区分	街路灯	防犯灯	街灯
	定義 生活道路等、地域に密着した道路に設置された外灯	定義 歩道専用道や防風林に接し防犯上必要と思われる箇所に設置される外灯	定義 準幹線道路等に設置される外灯
	管理者 街路灯組合	管理者 市(生活環境部市民生活課)	管理者 市(建設部維持管理課)
	設置数 5,200本	設置数 312本	設置数 1,755本

集会所管理委託料の参考資料

(単位：万円)

区分	H14実績	新市(石狩市)の算定方法による算出							新市委託料 B	H14実績との比較 (B-A)	(参考) H14実績 使用料収入
	委託料 A	光熱水費	管 理 人 件 費			電話料	委託料 算定基準 (++)				
			管理人費 ア	清掃費 イ	除雪費 ウ	計 (ア+イ+ウ)					
厚田村 (8施設)	544	259	119	84 (2,399m ²)	32	235	24	518	518	26	37
浜益村 (8施設)	187	50	28	46 (1,317m ²)	32	106	24	180	180	7	30

「(マイナス)」の部分は、使用料収入で補われる。

収支の結果は、厚田村で「11万円」、浜益村で「23万円」となる。

(参考)

新市の算定方法	光熱水費	管理人費	清掃費	除雪費	電話料
	算出根拠 過去4ヶ年の光熱水費の平均50%とする。	算出根拠 過去4ヶ年の利用件数の平均に応じて管理人費を算出す	算出根拠 各会館の床面積に応じて、算出する。	算出根拠 各会館一律とする。	算出根拠 基本料金の年額とする。
算出内訳 電気料の50% 燃料費の50% 水道料の50%	算出内訳 1~99件 = 35,000円 100~299件 = 210,000円 300~359件 = 252,000円 360~699件 = 350,000円 700件~ = 420,000円	算出内訳 350円 × 延床面積(m ²)	算出内訳 一律40,000円	算出内訳 一律29,700円	算出内訳 一律29,700円